大阪府専門医認定支援事業補助金交付要領

（目的）

第１条 新専門医制度の仕組みが円滑に構築され、地域医療への配慮や研修機会の確保に資するよう、指導医派遣等を行う医療機関に対する支援を行うことにより、専門医の質の一層の向上及び医療提供体制の改善を図るため、予算の定めるところにより、大阪府専門医認定支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

（補助対象者）

第２条　大阪府は、国が定める「専門医認定支援事業実施要綱」（平成 26 年６月 20 日医政発第 0620第６号厚生労働省医政局長通知「専門医認定支援事業の実施について」）に基づき、医療法（昭和 23 年法律第 205 号）第７条の規定による許可を受けた病院若しくは診療所の開設者又は同法第８条の規定により届出した診療所の開設者とする。ただし、次のいずれかに該当する者は対象者としない。

（１） 暴力団（大阪府暴力団排除条例（平成 22 年大阪府条例第 58号。以下「暴排条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

（２）　暴力団員等（暴排条例第２条第３号に規定する暴力団員及び同条第４号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

（３）　法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当するものがあるもの

（補助対象事業内容）

第３条　補助対象となる事業内容（以下「補助事業内容」という。）は、次に掲げる内容とする。

1. 医師不足地域の研修医療機関において専門研修を促進するため、大阪府及び大阪府地域医療支援センター等と連携して、地域医療に配慮した専門研修プログラムの策定を行う。
2. 医師不足地域の研修医療機関において、地域医療に配慮した形で専門研修を促進するため、大阪府及び大阪府地域医療支援センター等と連携して、指導医の派遣又は指導医による出張指導を行う。
3. 大阪府が策定したキャリア形成プログラムに基づき、研修医療機関において専門医研修を促進するため、指導医の派遣又は指導医による出張指導を行う。
4. 地域医療に従事する総合診療専門医の育成を促進するため、へき地・離島等の医療機関において、総合診療研修を行う。

（補助対象経費）

第４条 補助金の交付対象となる経費は、別表１の第２欄に定める経費とする。

（交付額の算定方法）

第５条 補助金の交付額は、次の(1)及び(2)により算出された額を予算の範囲内で交付するものとする。ただし、算出した額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

* 1. 別表１の第１欄に定める基準額と第２欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額を選定する。
	2. (1)により選定された額と総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に２分の１を乗じて得た額を交付額とする。

（補助金の交付の申請）

第６条 規則第４条第１項の規定による申請は、大阪府専門医認定支援事業補助金交付申請書（様式第１号）に関係書類を添えて、指定された期日までに大阪府知事（以下「知事」という。）に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定）

第７条　知事は、補助金の交付申請があったときは、当該書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付決定を行い、交付を受けようとする補助事業者に対し通知する。

（補助金の交付の条件）

第８条 規則第６条第２項の規定により、附する条件は次のとおりとする。

1. 補助事業の内容の変更又は事業に要する経費の配分の変更（軽微な変更を除く。）をする場合においては、様式第２号による変更（中止・廃止）承認申請書を提出し知事の承認を受けなければならない。
2. 事業を中止し、又は廃止する場合には、事前に様式第２号による変更（中止・廃止）承認申請書を提出して知事の承認を受けなければならない。
3. 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。
4. 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について明らかにした証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を事業完了後10年間保管しておかなければならない。
5. 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、様式第３号により速やかに知事に報告しなければならない。なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売り上げ割合等の申告内容に基づき報告を行うこととする。

　また、知事に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を府に納付させることがある。

（交付申請の取下げ）

第９条　交付の申請の取り下げをすることができる期間は、第７条の通知を受け取った日から起算して30日以内とする。

２　前項の規定による申請の取下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付の決定は、なかったものとみなす。

（実績報告）

第10条　規則第12条の規定による実績報告は、大阪府専門医認定支援事業補助金実績報告書（様式第４号）に関係書類を添えて、補助事業の完了した日の翌日から起算して30日以内又は翌年度の４月30日までのいずれか早い日までに知事に提出しなければならない。

（検査等)

第11条　知事は、補助事業の適正な執行を図るため、必要があると認めるときは、補助事業者に対して遂行状況の報告を求め、または帳簿書類等を検査することができる。

（補助金の額の確定及び通知）

第12条　知事は、第10条における実績報告書の提出を受けた時は、当該報告書等を審査し、及び必要に応じて調査等を行い、その報告に係る補助金の交付の実施結果が、交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、規則第13条の規定により補助金の額を確定し、補助事業者に対し通知する。

（決定の取消し）

第13条　知事は、補助事業者が次にいずれかに該当した場合には、この交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（１）　補助事業者が、法令、規則、本要領、補助金の交付決定の内容、これに附した条件に違反した場合

（２）　補助事業者が、補助金を他の用途に使用した場合

（３）　補助事業者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為を行った場合

（補助金の返還等）

第14条 知事が、補助金の交付の決定を全部又は一部を取り消した場合において、補助事業者が、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、指定する期日までに取り消された金額を返還しなければならない。

２　前項の規定は、第12の規定により交付すべき補助金の額を確定した場合において、すでにその額を超える補助金を交付している場合においても適用する。

附 則

1. この要綱は、令和３年３月４日から施行し、令和２年４月１日から適用する。

別表１（第４、５条関係）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| １ 基準額  | ２ 対象経費  | ３ 補助率  |
| 第３条(１)に定める事業 １プログラム当たり 1,814千円  | 専門研修プログラムの策定に必要な次に掲げる経費職員基本給職員諸手当 非常勤職員手当諸謝金 旅費 社会保険料 委託費（上記に掲げる経費に該当するもの。）  | ２分の１  |
| 交付要領第３条(２)(３)に定める事業  １か所当たり 3,561千円  （産婦人科・小児科の場合） １か所当たり 5,135千円  なお、事業期間が１年に満たない場合は、基準額×事業月数／12とする。  | 指導医の派遣及び出張指導に必要な次に掲げる経費職員基本給職員諸手当 非常勤職員手当諸謝金旅費 社会保険料  |
| 交付要領第３条(４)に定める事業  １か所当たり（往復分） 322千円  |  へき地・離島における総合診療研修に必要な次に掲げる経費  旅費  |